第6期 和寒町障がい福祉計画 第2期 和寒町障がい児福祉計画 (令和3年度~令和5年度)



和寒町

| 計画策定に係る基本的事項

(1)計画策定の要旨

和寒町では、障害者総合支援法第 88 条に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の実現に向け、障がい福祉を計画的、総合的に推進するため、「第6期和寒町障がい福祉計画」を策定します。

計画策定にあたっては、国や北海道が示す「基本計画」「福祉計画」「基本指針」等を踏まえるとともに「第2期和寒町障がい者福祉計画」との整合性を保ちながら、障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みとその確保に向けた方策等を定めるものとします。

また、障がい児通所支援等の安定した提供体制を確保するため、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、「第2期和寒町障がい児福祉計画」を策定します。

(2)計画期間

「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とします。



(3)計画の基本方針

①権利擁護の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」を踏まえ、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応・再発防止に取組むとともに、体制や取組みの検証を行います。

また「成年後見制度の利用促進に関する法律」(平成28年)の施行に伴い、平成31年4

月に「士別地域成年後見センター」を設置しました。金銭管理や契約手続等に支援が必要な人の成年後見制度の利用を促進していきます。

②地域生活支援拠点の維持と機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の介護者不在を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、切れ目ない支援を提供できる仕組み(地域生活支援拠点)を平成31年4月に整備しました。

今後も、緊急時の受け入れや、自立生活に向けて一人暮らしやグループホームでの生活を体験する機会の提供など、拠点の機能充実を図ります。

③意思疎通支援の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や、意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、 障がいのある人の情報保障を確保します。

④サービス提供基盤の整備(障がい福祉サービス等の充実)

障がいのある人の多様なニーズに応じた障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援 事業の提供を行うとともに、きめ細やかな対応を図ります。

⑤障がい児支援の充実

教育、保育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学齢期までの子育ての情報を共有する「和寒版子育てファイル すとーりー」を平成31年4月に導入しました。発達の遅れや偏り、障がいのある子どもの抱える課題を早期に発見し、成長に応じた支援を提供できるよう努めます。

また、障がい児やその家族が、不安や悩みを相談できる体制を整備します。

⑥発達障がいのある人や医療的ケアを必要とする人等への支援

発達障がいのある人とその家族、また重症心身障がいや医療的ケアの必要な障がいのある人への必要な支援が得られるよう、地域の支援体制の充実を図ります。

⑦精神保健福祉の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくために、医療、 障がい福祉、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し ます。

⑧就労支援の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会で応援する体制をつくるため、就

労先の確保など、障がいのある人の就労の促進を図ります。

⑨障がいのある人に対する意識の向上

聴覚障がい等のある人の日常的なコミュニケーション手段を確保するため、上川北部8市 町村で「手話奉仕員養成講座」を実施しています。

また、権利擁護講演会を開催し、障がいのある人に対する理解を深め、意見交換や知識の共有の場を設けます。

⑩安全確保に備えた地域づくりの推進

避難行動要支援者名簿を基に,災害などの緊急時に手助けが必要な人に対し,地域住民と協力・連携して支援を行う仕組みづくりを推進します。

(4) 障がいのある人の現状

①身体障害者手帳所持者数

区分	令和2年 2月3 日現在
l 級	45 人
2 級	23 人
3 級	45 人
4 級	69 人
5 級	25 人
6 級	22人
合 計	229 人

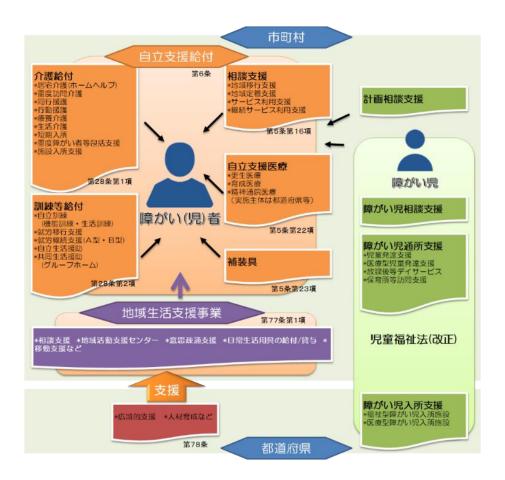
②療育手帳所持者数

区分	令和2年12月31日現在
А	3人
В	25 人
合 計	28 人

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

区分	令和2年12月31日現在
I 級	一人
2 級	14人
3 級	9人
合 計	24 人

(5) 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス体系



2 令和5年度の成果目標

北海道が令和3年3月に示した「障害福祉計画等策定指針」に基づき、「障がい福祉計画」 及び「障がい児福祉計画」における成果目標を次のとおり設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、生活介護や自立訓練などのサービスを利用しグループホームや一般住宅等の地域生活ができるようになることを目指し、令和5年度末の目標値を設定します。

【第5期計画期間の進捗状況】

石 口	令和2年12月末	令和 2 年度末
項目	(実績値)	(目標値)
地域生活移行	0人	1人
地域土泊791]		(7.1%)
*************************************	0.1	1人
施設入所者削減数	0人	(7.1%)

【第6期計画の成果目標】

項目		目 標	道が示す基本的な考え方
令和2年度末の入所者数		日人	● 地域移行者数:R2年度 末施設入所者の 2.4%
	令和5年度末の	1人	以上
目標値	地域生活移行者数	9.0%	● 施設入所者数:R2年度
日标旭	令和5年度末の	1人	末の 4.3%以上削減
	施設入所者削減数	9.0%	※高齢化・重症化を背景と した目標設定

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神の障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を広域で目指します。

【第6期計画の成果目標】

項目	目標	道が示す基本的な考え方
精神障がいにも対応した地	設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏
域包括ケアシステムの構築		域、各市町村)の設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が重度化・高齢化した場合や生活を支えていく親が亡くなった場合でも地域 生活が継続できるよう地域生活支援拠点の整備目標を設定します。

【第5期計画期間の進捗状況】

石 口	令和2年12月末	令和 2 年度末	
項目	(実績値)	(目標值)	
地域生活支援拠点	I 力所	I 力所	

【第6期計画の成果目標】

項目	目標	道が示す基本的な考え方
地域生活支援拠点	整備	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

(4)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労について、就労訓練や雇用関係機関との連携に努め、令和5年度末における一般就労への移行する数値目標を設定します。

【第5期計画期間の進捗状況】

項目	令和 2 年 12 月末 (実績値)	令和 2 年度末 (目標値)
一般就労移行者数	0人	1人

【第5期計画の成果目標】

項目		数 値	道が示す基本的な考え方
	一般就労移行者数	0人	
基準值	就労移行支援事業の	1人	● 一般就労への移行者
(令和元年度)	利用者数		数:RI年度の 1.27 倍
	就労移行支援事業所数	0 事業所	● 就労移行支援事業利 用者:RI 年度の I.3 倍
	一般就労移行者数	1人	● 就労定着支援事業の利
目標值	就労移行支援事業の	I A	用:70%以上
	利用者数		

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

特別な支援が必要な子どもや家族への支援強化を図るため、広域で整備することを検討しながら令和5年度の目標を設定します。

【第6期計画の成果目標】

1	指 標	目標	道が示す基本的な考え方
児童	発達支援	l 力所	● 児童発達支援センターを圏域に少な
センタ	7ーの設置	1 2771	くとも1カ所設直
保育所	等訪問支援	体制構築	 保育所等訪問支援事業所を圏域に少なくとも1カ所設置
重症心身	児童発達	0 カ所	▲ ナに重点が良陪宝旧な士婦オス旧会
障がい児	支援事業所	0 77 871	発達支援事業所、放課後等デイサー

放課後等 デイサービス事 業所	0 カ所	•	ビスを圏域に少なくとも1カ所確保 医療的ケア児支援の協議の場(各都 道府県、各圏域、各市町村)の設置
 ケア児支援の 議の場	設置検討		

これまで児童の発達支援を行ってきている士別市こども通園センター「のぞみ園」の機能 を、関係自治体と協議しながら広域連携により活用していくことを検討していきます。

3 サービス見込量と確保の方策

※R2 実績数値は R2.12.31 現在の数値

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

《基本的考え方》

障がいの種別に関わりなく、障がいのある人の日常生活や外出を支えるために必要な訪問系サービスを充実させます。

《サービス等の内容》

項目	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯・
	掃除等の家事援助等を行います。
行動援護	自己判断能力に著しい困難を有する人が行動する
	ときに生じ得る危険を回避するために必要な支援、外
	出支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人
	に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時にお
	ける移動支援などを総合的に行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数
	のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に
	対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供す
	るとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を
	行います。

(単位:時間/月)

項目	第5期 (上段:計画 下段:実績)			第6期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
居宅介護(ホームヘルプ)	96	96	96			
行動援護	90	70	90			
重度訪問介護				70	70	70
重度障がい者等包括支援	115	117	59			
同行援護						

≪サービス確保の方策≫

今後とも障がいのある人本人やその家族の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供で きるよう努めます。

②日中活動系サービス

《基本的考え方》

障がいのある人が日中、創作活動や機能訓練、就労訓練等を行う場の提供を充実させます。

項目	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食
	事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動
	の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一
	定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練
	を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一
	定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練
	を行います。
自立訓練(宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一
	定期間、機能訓練や生活能力の維持・向上のために
	必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、
	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な
	訓練、求職活動に関する支援等を行います。

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し
	た人の、就労に伴う環境変化によって生じた課題につ
	いて、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に
	向けて必要な支援等を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供
	するとともに、一般雇用に必要な知識及び能力の修
	得のために必要な訓練を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供
	するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能
	力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用契
	約なし)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機
	能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上
	の援助を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への
	入所を必要とする障がいのある人を対象に、短期間、
	夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行
	います。

(単位:人日/月 就労定着支援・療養介護のみ 人/月)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	::実績)	第 6 期計画			
^ _	H30	RI	R2	R3	R4	R5	
生活介護	417	440	440	437	437	437	
	361	358	396	437	457	437	
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	
日立訓練(成形訓練)	0	0	0			J	
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	0	
日立训练(土冶训株)	0	0	0				
自立訓練(宿泊訓練)	31	0	0	0	0	31	
	31	22	0		O		
就労移行支援	0	0	22	0	0	22	
就为 <i>物</i> 10 又按	0	0	0	O)	22	
就労定着支援	0	0	1	0	0	0	
州刀尺目又 版	0	0	0		O	U	

就労継続支援(A型)	20	20	40	40	40	40
	18	38	34	40		
就労継続支援(B型)	185	207	207	180	180	162
	163	131	120			
療養介護	1	1	1	1		1
	1	1	1	'	'	'
短期入所(ショートステイ)	43	43	43	47	47	47
	17	5	2	4/	4/	4/

≪サービス確保の方策≫

事業者及び利用者の意向を尊重しつつ、各関係機関のネットワークの形成を図り、サービス 提供体制の充実に努めます。

また、就労を支援するサービスについては、関係機関との連携強化や職場体験等の施策の充実に努めます。

③居住系サービス

《基本的考え方》

広域的連携を図り、地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホームの充実を図るとともに、日中活動系サービスの自立訓練等を充実させることで、福祉施設入所や病院への 入院から地域生活への移行を進めます。

また、入所施設における支援を必要とする人のニーズに応えることができるよう、施設の確保に努めます。

項目	内容
<u> </u>	rj 47
共同生活援助(グループホーム)	グループホームにおいて、相談や日常生活上の援
	助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、入浴、排せつ、食事
	の介護などを夜間や休日に行います。
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障
	がいのある人や、家族から独立し単身生活を希望す
	る障がいのある人が対象となります。
	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため
	に、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支
	援を行います。

(単位:人/月)

項目	第5期 (上段:計画 下段:実績)			第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
共同生活援助(グループホーム)	6	7	7	8	8	8
	8	7	7			
施設入所支援	14	14	13	- 11	1.1	10
/地议八川又版	12	1.1	1.1	''	' '	
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	U	U	J

≪サービス確保の方策≫

障がいの程度や社会適応能力などにより、生活スタイルを選択できるようグループホーム等の整備に努めるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

また、広域的連携を進め、入所施設における支援を必要とする人のニーズに量的・質的に対応する体制の整備に努めます。

④相談支援(サービス利用計画作成事業)

《基本的考え方》

障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がいのある人の相談を受け、計画的なプログラムなどを提供します。

項目	内容
計画相談支援	障がいのある人またはその保護者等が、対象となる
	福祉サービスを利用できるよう相談に応じ、情報提供
	や必要な助言、関係機関との連絡調整を図り、サービ
	ス利用計画などを提供します。
地域移行支援	精神に障がいのある人に住み慣れた地域を拠点と
	し、本人の意向に即して、本人が充実した地域生活を
	送ることができるよう関係機関の連携の下で医療、福
	祉等の支援を行います。
地域定着支援	精神に障がいのある人に従来の地域生活への移
	行支援にとどまらず、地域生活への移行後の地域へ
	の定着支援を行います。

(単位:人/月)

項目	第5期 (上段:計画 下段:実績)			第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	6	6	6	8	8	8
	8	14	7			
地域移行支援	0	0	2	0	0	1
地域的10 文版	0	0	0	O		
地域定着支援	0	0	I	0	0	1
地域足倡义阪	0	I	0	J	U	_

≪サービス確保の方策≫

障がいのある人に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、専門的な相談体制の確保を図るとともに、事業者に関する情報提供や、関係機関の連絡調整などの支援に努めます。

(2) 地域生活支援事業

①相談支援事業

《基本的考え方》

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や専門機関との連携、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援体制の強化に向けて、専門知識の習得や専門機関との連携強化を進めます。

項目	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報提
	供、助言、関係機関との連絡調整、権利擁護のために
	必要な援助等を行います。
地域自立支援協議会	町における相談支援事業をはじめとするシステムづ
	くりに関し中核的役割を果たす協議の場として推進し
	ていきます。

(単位:箇所)

項目	第5期 (上段:計画 下段:実績)			第6期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
障がい者相談支援事業	1	1	1		_	
	I	ı	1	'	'	'
地域自立支援協議会	I	ı	1		,	,
	ı	ı	1	'	•	'

≪サービス確保の方策≫

町での障がい者相談支援事業を実施するとともに、民間相談事業所に事業の一部を委託 し幅広く相談支援の体制をすすめ、また、地域自立支援協議会において協議の場を設けること で、関係機関間の連携強化や相談支援機能の向上に努めます。

②成年後見制度利用支援事業

《基本的考え方》

判断能力が不十分な重度の知的障がい者や精神障がい者で、助成を受けなければ成年後 見制度の利用が困難な人に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑 定費用等)及び後見人等の報酬の一部を助成します。

≪サービス見込量≫

(単位:人/年)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第6期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	0	0	I	-	1	I
	0	0	0	1	1	

≪サービス確保の方策≫

障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度 の利用を支援します。

③ 意思疎通支援事業

《基本的考え方》

聴覚、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介を行います。

(単位:人/年)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
意思疎通支援事業	0	0	0	0	0	0
总心体地义扬争未	0	0	0	O	U	U
手話奉仕員養成研修事業	0	0	1	0	0	ı
	0	I	0	O	U	

≪サービス確保の方策≫

事業者への委託により、手話通訳者、要約筆記者の派遣を支援します。

④日常生活用具給付等事業

《基本的考え方》

重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、 在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具を給付します。

≪サービス見込量≫

(単位:件/年)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	::実績)	第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
介護·訓練支援用具	0	0	1	1	1	1
	1	0	0	'	'	'
自立生活支援用具	2	2	2	1	1	1
	0	1	0	'	'	'
在宅療養等支援用具	1	1	1	ı	1	1
任七烷	0	0	0	'	'	'
情報·意思疎通支援用具	1	1	1	1	1	1
情報· 总心脉通义该用兵	2	0	0	'	1	'
サイン 英田 本様 田目	72	72	84	96	96	96
排せつ管理支援用具 	64	94	90	90	90	90
居宅生活動作補助用具	-	-	-	1		
(住宅改修)(H3I追加)	_	0	0	l		'

≪サービス確保の方策≫

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、利用希望者のニーズを把握し、給付・貸 与に努めます。

⑤移動支援事業

《基本的考え方》

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動 等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

≪サービス見込量≫

項目		(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第6期計画		
		H30	RI	R2	R3	R4	R5
	箇所 -	2	2	3	2	2	2
	国 <i>門</i>	3	2	3	2	2	2
移動支援事業	人数	2	2	3	2	2	2
	八奴	3	2	3	۷	۷	۷
	延べ時間	155	155	240	100	100	100
	(年間)	168	164	59		100	100

≪サービス確保の方策≫

町外の事業者への委託により、個人支援、グループ支援型サービスの提供体制を確保します。今後は、ニーズに応じてより様々な利用形態が可能となるよう事業者の確保を図るとともに、それぞれの障がいについて従事者の知識の向上に努めます。

⑥地域活動支援センター

《基本的考え方》

障がいのある人が創作活動や生産活動を行い、地域社会との交流を促進する場と機会の 提供を行います。

≪サービス見込量≫

(単位:人/年)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
地域活動支援センター	3	4	5	2	/1	5
	3	3	2	3	4	5

≪サービス確保の方策≫

士別市と広域で設置しています士別地域活動支援センターにより、サービスの提供を確保 します。

⑦障がい者の明るいくらし促進事業

《基本的考え方》

障がい者の生活を容易にし、行動範囲の拡大を目的として、自動車の改造に要する費用の 一部を助成します。

≪サービス見込量≫

(単位:人/年)

項目	第5期 (上段:計画 下段:実績)			第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
障がい者の明るいくらし促進事業	1	I	1	-	1	1
	0	0	0	1	1	'

≪サービス確保の方策≫

これまで実施してきた障がい者の明るいくらし促進事業による自動車改造助成を継続します。

8日中一時支援事業

《基本的考え方》

家族の就労支援、一時的な休息を目的として、障がい者等に日中における活動の場を提供 し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

《サービス見込量》

(単位:人/年)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
日中一時支援事業	3	3	3	α	2	n
	3	1	2	7	7	3

≪サービス確保の方策≫

町外施設3箇所への委託により、サービス提供体制を確保します。

⑨訪問入浴サービス事業

《基本的考え方》

障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(単位:人/年)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	1	1	I	1	1	-
	0	0	0		_	1

≪サービス確保の方策≫

町外事業者への委託により、サービス提供体制を確保します。

⑩理解促進·啓発研修事業

《基本的考え方》

共生社会実現のためには、地域住民が障がいのある人やその家族に対する理解を深める 必要があります。虐待の防止や差別解消、各種制度の周知啓蒙に努めていきます。

《サービス見込量》

(単位:回/年)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
理解促進·啓発研修事業	1	1	1	1	1	1
	ı	ı	1	'	'	'

≪サービス確保の方策≫

障がいの理解を深めるための権利擁護講演会などを開催するとともに、地域住民が多く参加するイベント等を活用し広報活動を実施します。

(3) 障がい児通所支援

《基本的考え方》

障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築していかなければなりません。

地域の中で、また近隣自治体の連携で障がい児が保育、教育等の支援を利用し、障がいの 有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障がい児支援を通じて地域社会への参加や インクルージョン(包容)を推進していきます。

項目	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が
	あると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活に

	おける基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活
	への対応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療
	的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
	に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた
	小学生から高校生に対し、生活能力の向上のために必
	要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行
	います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障
	がい児であって、当該施設を訪問し専門的な支援が必
	要と認められた障がい児に対し、障がい児以外の児童と
	の集団生活への適応のための専門的な支援を行いま
	す。
障がい児相談支援	指定障害児相談支援事業所が障がい児通所支援の
	利用を希望する障がい児の総合的な援助方針や解決す
	べき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等
	について検討し作成します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活におけ
	る基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実
	施します。

(単位:人/月)

項目	(上段:	第5期 計画 下段	:実績)	第 6 期計画		
	H30	RI	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	6	6	6	27	27	27
光里光廷义版 	6	7	6	21	21	21
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
区原至九里九廷又拔 	0	0	0	O		
放課後等デイサービス	I	1	1	12	12	12
が球後号ディットに入	I	2	0	12	12	12
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
休月川 寺初 回 又 抜	0	0	0	U	U	U
障がい児相談支援	I	ı	1	2	2	2
	4	3	0	۷		

居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0			

≪サービス確保の方策≫

障がい児支援にあたっては関係機関と十分な連携を図ったうえで、重層的継続的な支援を 行う必要があります。

具体的には、障がいのある子どもとその家族が通所により身近な地域で適切な支援を受けることができるよう「士別市こども通園センターのぞみ園」の機能を活用し、サービス供給体制の確保と充実に努めます。

また、障がい児相談支援の充実を図るためサービス提供事業所と連携し、利用計画作成に必要な体制を確保します。

居宅訪問型児童発達支援など重症心身障がい児が地域で支援を受けられる体制づくりを 近隣自治体と連携して検討していきます。

(4) * 医療的ケア児支援に対する支援体制の充実

《基本的考え方》

児童福祉法(第56条の6第2項)の改正で「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められたことから、総合的かつ包括的な支援体制が必要です。

≪サービス見込量≫

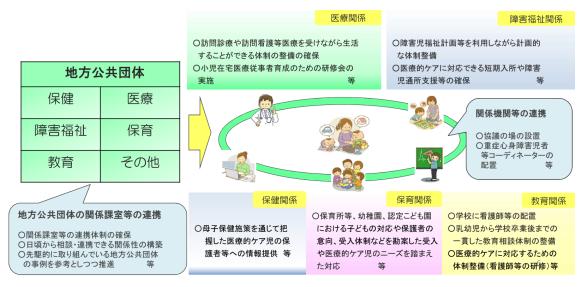
(単位:箇所)

項目	第6期計画			
人	R3	R4	R5	
コーディネーター設置	検討	検討	検討	

≪サービス確保の方策≫

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野を調整するコーディネーターの養成と、関係する機関の協議の場の設置について、近隣自治体とその体制構築に向けて検討していきます。

【図】地域における医療的ケア児の支援体制の整備(資料:厚生労働省)



※医療技術の進歩等を背景として、NICU (新生児特定集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児

4 計画の推進管理

(1)計画推進のための体制整備と連携

≪計画推進体制≫

障がいのある人を支える各種施策は、福祉・保健の分野はもちろん、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な推進が必要です。このため、庁内においては、保健福祉課が中心となり総合的な視点での体制整備に努めます。

≪協働体制の確立≫

障がいのある人が地域社会で共に生活を送るためには、思いやりと助け合いの精神のもと、 あらゆる町民の理解や支援が必要となることから、住民と関係団体、行政、社会福祉協議会等 が一致協力して取り組みを進めます。

《自立支援協議会》

地域における障がいのある人を支えるネットワークの中核組織である「和寒町自立支援協議会」において地域の関係機関の連携を強化し、計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

《近隣市町村や相談支援事業所との連携》

専門的な知識を要するケースなどに対応するため、必要となる基幹相談支援センター事業 や地域生活支援拠点、成年後見センターなどの運営や整備などについて広域的に対応してい きます。 計画推進にあたっては、今後の制度改正なども重要となるため、国や北海道からの情報を収集しながら、目標を達成するために必要な財源の確保に努めます。

(2) PDCAサイクルによる点検と評価

計画の実効性を高め、着実な推進を図るためには、事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果をその後の取り組みや計画の見直し等に反映させていくことが重要となります。

計画の円滑な推進を図るため、PDCAサイクルを導入し、サービスの見込量や目標値の達成状況を毎年度、「和寒町自立支援協議会」において点検、評価し、必要があると認められるときは計画を変更するなどの措置を講じ、その内容について広報わっさむやホームページで公表し、町民にわかりやすい周知に努めていきます。

